特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条	当共同企業体は、大東市発注に係る下記の建設工事(当該工事内容の変更に伴う
工事及	ひび当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。)を共同連帯
してが	 極工することを目的とする。
	工事名
(名和	尔)
第2条	当共同企業体は、
企業体	本と称する。
(事務	务所の所在地)
第3条	当共同企業体は、事務所をに置く。
(成立	との時期及び解散の時期)
第4条	当共同企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行
後3た	5月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 建設	2工事を請負うことができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわ
らず、	当該建設工事に係る請負契約が結成された日に解散するものとする。
(構反	艾 員の住所及び名称)
第5条	当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。
住	所
商号ス	又は名称
住	所
商号ス	又は名称
住	所
商号ス	又は名称
(代表	長者の名称)
第6条	当共同企業体は、を代表者とする。
(構反	戈 員の出資割合等)
第7条	各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者
と契約	内内容の変更等があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	
商号又は名称	%
商号又は名称	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する ものとする。

(運営委員会)

第8条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に 伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当共同企業体の取引金融機関は<u>銀行</u>とし、当共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものする。 (決算)

第11条 当共同企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。 (利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成 員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が建設工事 を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合 は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している 出資の割合により分割し、これを第7条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承諾により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、 第15条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなく なった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認によ り残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第19条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、 各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

				外	社は、	上記の通り
			特	定建設工	事共同企	業体協定を
締結したので、その記	証拠とし	てこの協定書	通を作成し、	、各通に村	構成員が	記名捺印し、
各自所持するものと	する。					
年	月	日				
構成員	住	所				
(代表者) 商号又は名称						
	代表者職氏名					印
構成員	住	所				
(代表者)	商号	又は名称				
	代表す					印
構成員	住	所				
(代表者)		又は名称				

印

代表者職氏名